

平成30年3月8日

入札参加者 各位

新潟市財務部契約課長

総合評価案件における低入札価格調査の実施について

標記の件について、下記のとおり実施することとしたので、お知らせします。

記

1 対象工事

- ・契約担当課が発注する全ての総合評価案件を対象とします。

2. 変更点

- ・調査基準価格の上限及び失格基準を引き上げました。
- ・低価格入札があった場合の対応
改正前：基準数値（最低制限価格と同様に計算した値）を下回った場合無効
改正後：調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施。
調査の結果、「適合」⇒そのまま落札候補となります。
調査の結果、「不適合」⇒失格とし、次順位者へ進みます。

3. 調査内容

- ・最高評価点者が調査基準価格を下回った場合のみ調査を実施します。（最高評価点者以外の者が低価格入札を行っても調査は実施しません。）
- ・総合評価案件における低入札価格調査は、提出書類を簡略化し、別記様式第1号の2及び入札金額の積算内訳、その他必要な事項（低価格で受注できることの説明書類）の3点のみ提出することとします。

4. 適用日

- ・平成30年4月1日以降の入札公告案件から適用

5. その他

- ・低入札価格調査の上、「適合」とされ、契約する場合でも、契約保証金、前払金及び配置技術者の取扱いは、通常の工事と同様とします。
- ・総合評価方式の詳細については、別途お知らせする「新潟市建設工事総合評価方式試行要領、新潟市建設工事総合評価方式試行要領運用基準」を参照してください。